

個人情報の第三者への提供についての同意のお願い

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者（当組合を含む）は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされています。しかし、「被保険者の利益になるもの、または事業者側の負担が膨大であるうえ、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないもの」については、厚生労働省のガイドラインによって包括的な同意（あらかじめ公表しておいて被保険者から特段明確な反対・留保の意思表示がないものについては「同意」が得られたものとして取り扱う）でよいこととされています。

当組合では、以下の事項についてその趣旨に該当するものとし、反対のお申し出がない場合には、同意していただいたものとさせていただきます。

1. 高額療養費・一部負担還元金等の付加給付につきましては、個別の申請なしで自動計算し、事業主にデータ提供し、給与支給時に給与明細に計上して支給すること。
2. 個別の申請に基づく、出産育児一時金等の現金による給付金については、事業主にデータ提供し、給与支給時に給与明細に計上して支給すること。
3. 医療費通知は、被扶養者（家族）分もまとめて世帯単位で作成し、加入者本人に配布すること。

※なお、3の医療費通知につきましては、加入者本人・家族の方を問わず、包括的な同意とさせていただきますが、家族の方で同意されない方につきましては、当組合の「個人情報に関するお問い合わせ窓口」までご連絡ください。